

④ 相続税の申告書の記載例

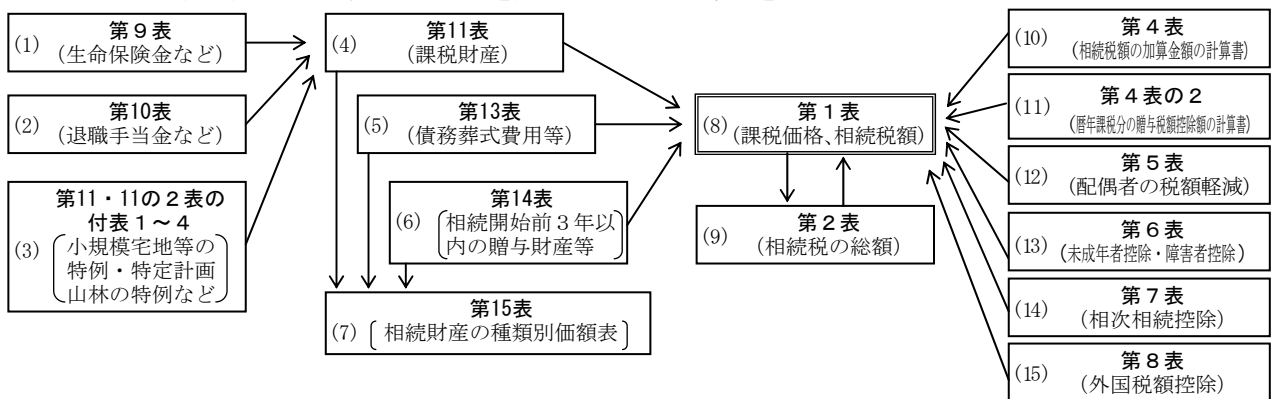
1 申告書の記載の順序について

(1) 一般の場合

- ① 相続税のかかる財産（「課税財産」といいます。）及び被相続人の債務等について、第9表から第15表を作成します。
 (注) 作成に当たり課税財産の評価が必要なものについては、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」等を最初に作成しておきます。
- ② 課税価格の合計額及び相続税の総額を計算するため、第1表、第2表を作成します。
- ③ 税額控除の額を計算するため、第4表から第8表までを作成し、第1表に税額控除額を転記し各人の納付すべき相続税額を算定します。

この順序を図にしますと、次のとおりとなります（(1)から(15)までの順序で各表を記載していきます。）。

(注) 一般の場合とは、ここでは、相続時精算課税適用者（1ページ参照）又は相続税の納税猶予等（23、28、48、52ページ参照）の適用を受ける人がいない場合をいいます。



(2) 相続時精算課税適用者がいる場合

- イ 納付すべき税額のある相続時精算課税適用者がいる場合
 「第11表」のほか、相続時精算課税適用財産の明細の記載及び相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算をする「第11の2表」を作成します。
- ロ 還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合
 - ① 上記イのとおりです。
 - ② 「第1表」のほか、還付される税額の受取場所の記載をする「第1表の付表2」を作成します。

(3) 相続税の納税猶予等の適用を受ける人がいる場合

- イ 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受ける農業相続人がいる場合
 - (1)に掲げる表のほか、「第3表」、「第8表」、「第12表」を作成します。
- ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除又は非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者がいる場合
 - (1)に掲げる表のほか、「第8の2表」、「第8の2表の付表1」、「第8の2表の付表2」、「第8の2表の付表3」、「第8の2表の付表4」を作成します。
- ハ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例又は非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者がいる場合
 - (1)に掲げる表のほか、「第8の2の2表」、「第8の2の2表の付表1」、「第8の2の2表の付表2」、「第8の2の2表の付表3」を作成します。
- ニ 山林についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける林業経営相続人がいる場合
 - (1)に掲げる表のほか、「第8の3表」、「第8の3表の付表」を作成します。
- ホ 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける相続人等がいる場合
 - (1)に掲げる表のほか、「第8の4表」、「第8の4表の付表」を作成します。
- ヘ イ、ロ、ハ、ニ又はホのうち2以上に該当する者がいる場合
 - イ、ロ、ハ、ニ又はホに掲げる表のほか、「第8の5表」を作成します。

(注) 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人である特定贈与者の死亡の日からその相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合や相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合の相続税の申告書の記載方法等については、税務署にお尋ねください。

2 具体的な記載例について

次ページ以降に一般的な相続税の申告書の記載例を掲載しています。

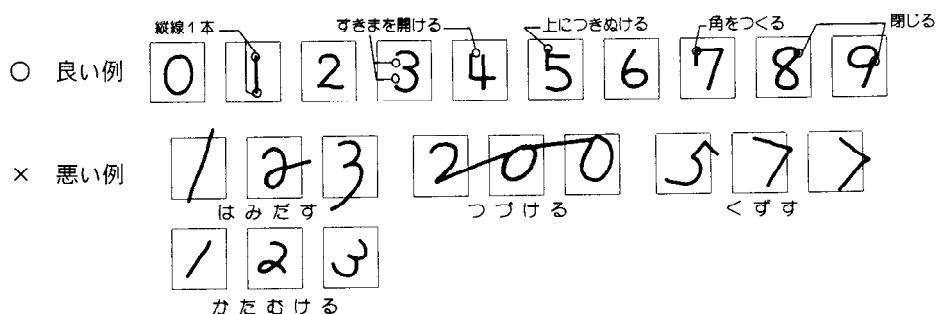
なお、相続税の申告書の様式については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードすることができます。過去の年分の申告書についても掲載していますのでご利用ください。

申告書の作成

申告書の作成に当たっては、黒ボールペンを使用してください。

申告書「第1表」、「第1表（続）」、「第11・11の2表の付表1」、「第11・11の2表の付表1（続）」、「第15表」及び「第15表（続）」は、機械で読み取りますので、折り曲げないようにお願いします。

また、これらの記載に当たっては、記載例の書体例にならって、枠内に記入願います。



Q&A 具体的な相続税額は？

問： 具体的な相続税額はどれくらいになるのでしょうか。

答： 被相続人の遺産の内容や法定相続人の人数、また、遺産分割の状況により相続税額は異なりますので一概にお答えすることはできませんが、被相続人の遺産を相続人が法定相続分により相続したと仮定しますと、次の表のとおりとなります。

相続人		遺産の価額				
		5千万円	1億円	2億円	3億円	5億円
配偶者と 子供1人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供	40万円	385万円	1,670万円	3,460万円	7,605万円
配偶者と 子供2人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供	5万円	158万円	675万円	1,430万円	3,278万円
配偶者と 子供3人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供	0万円	87万円	406万円	847万円	1,987万円
	子供	0万円	87万円	406万円	847万円	1,987万円
配偶者と 子供4人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供	0万円	56万円	281万円	588万円	1,375万円
	子供	0万円	56万円	281万円	588万円	1,375万円
	子供	0万円	56万円	281万円	588万円	1,375万円

(注) 1 遺産の価額は、各人の相続税の課税価格の合計額（遺産に係る基礎控除額控除前の金額）です。

2 相続税額の計算に当たっては、配偶者の税額軽減を適用し、税額は1万円未満を四捨五入しています。

申告される方のマイナンバー（個人番号）を左端を空欄にした上で記入してください。

フリガナ、生年月日は必ず記入してください。

相続開始の日における職業・役職を記入してください。

相続開始の日における年齢を記入してください。

相続税の申告書

F D 3 5 5 9

春日部 税務署長
31年2月4日提出

相続開始年月日 平成30年5月11日

※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ 氏名	（被相続人） ヨクゼイ タロウ 国税 太郎	財産を取得した人 ヨクゼイ ハナコ 国税 花子
個人番号又は法人番号		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここに記入してください。 ××××××××××××××××
生年月日	昭和18年10月19日（年齢 74歳）	昭和25年9月21日（年齢 67歳）
住所 （電話番号）	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号	〒344-×××× 春日部市〇〇〇3丁目5番16号 （××× - ××× - ×××）
被相続人との続柄	〇〇商事 代表取締役	妻 なし
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます （相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与）	
※整理番号		
課税財産の価額 （第11表③）	① 498392151 円	① 2566466350 円
相続時精算課税適用財産の価額 （第11表②表1⑦）	② 24626035	
債務及び葬式費用の金額 （第13表3⑦）	③ 27415940	③ 3359600
純資産価額（①+②-③） （赤字のときは0）	④ 495602246	④ 253286750
純資産価額に計算される 暦年課税分の贈与財産価額 （第14表1④）	⑤ 3000000	⑤ 1000000
課税価格（④+⑤） （1,000円未満切捨て）	⑥ 498600000 (A)	⑥ 254286000
法定相続人の数	⑦ 3人	⑦ 左の欄には、第2表の②欄の④の人数及び①の金額を記入します。
相続税の総額	⑧ 130505000	⑧ 左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。
一般の場合 （⑩の場合を除く） 算出税額 （⑨の場合を除く）	⑨ 130505000 円	⑨ 0.51 円
農地等納税猶予の適用 を受ける場合 算出税額 （第3表）	⑩	⑩ 66557550 円
相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 （第4表1⑥）	⑪	⑪
暦年課税分の額 （第4表の2⑤）	⑫ 90000	⑫
配偶者の税額軽減額 （第5表①又は②）	⑬ 65252500	⑬ 65252500
未成年者控除額 （第6表1②、③又は⑥）	⑭	⑭
障害者控除額 （第6表2②、③又は⑥）	⑮	⑮
相次相続控除額 （第7表⑬又は⑭）	⑯ 425000	⑯ 217204
外国税額控除額 （第8表1⑧）	⑰	⑰
計	⑱ 65767500	⑱ 65469704
差引税額 （⑱-⑲-⑳）又は⑰-⑲-⑳ （赤字のときは0）	⑲ 64737500	⑲ 1087846
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 （第11表の表3③）	⑳	⑳ 0
医療法人持分税額控除額 （第8表4表2B）	㉑	㉑
小計（⑲-⑳-㉑） （黒字のときは100円未満切捨て）	㉒ 64737400	㉒ 1087800
農地等納税猶予税額 （第8表2⑦）	㉓ 0	㉓ 0
株式等納税猶予税額 （第8表2表2A）	㉔ 0	㉔ 0
特例株式等納税猶予税額 （第8表2表2A）	㉕ 0	㉕ 0
山林納税猶予税額 （第8表3表2⑧）	㉖ 0	㉖ 0
医療法人持分納税猶予税額 （第8表4表2A）	㉗ 0	㉗ 0
申告納税額 （㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗）	㉘ 64737400	㉘ 1087800
申告期限までに 納付すべき税額 （㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗）	㉙	㉙
還付される税額 （㉒-㉘）	㉚ △	㉚ △

第1表（平成30年分以降用）

（注）②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額（第11表の表⑨）があるときは②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署
署名欄
通日付印
年 月 日
（確認者印）

⑫から⑰までの税額控除のうち先順位の税額控除をしてその控除後の税額が「0」の場合又は赤字の場合には、後順位の税額控除をすることなく、⑲欄の税額は「0」となります。

赤字となる場合には左端に△を付してください。

（⑲欄の金額-⑳欄の金額）が黒字の場合で、（⑲欄の金額-⑳欄の金額-㉑欄の金額）が赤字のときは、㉒欄の小計は「0」となります。なお、（⑲欄の金額-⑳欄の金額）が「0」の場合又は赤字の場合には、㉒欄の医療法人持分税額控除額は「0」となります。

相続税の申告書を作成された税理士の方へ
税理士法第30条（税務代理の権限の明示）、第33条の2（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）に規定する書面を作成し、申告書と併せて提出される場合には、該当する□の中にレ印の記入をお願いします。

（資4-20-1 ↑ 1-A4 統一）第1表（平30.7）

あん分割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.00になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

申告される方のマイナンバー（個人番号）を左端を空欄にした上で記入してください。

相続税の申告書(続)

F D 3 5 6 0

フリガナ		財産を取得した人		財産を取得した人								
氏名		国税 一郎		税務 幸子								
個人番号又は法人番号		[X][X][X][X][O][O][O][O][△][△][△][△]		[X][X][X][X][X][O][O][O][X][X][X][X]								
生年月日		昭和53年 3月 24日 (年齢 40歳)		昭和55年 2月 14日 (年齢 38歳)								
住所		〒344-xxxx 春日部市○○○3丁目5番16号		〒272-xxxx 市川市○○○6丁目3番1号								
被相続人との続柄		長男		長女								
職業		○商事務 代表取締役		なし								
取得原因		(相続)・遺贈・(相続時精算課税に係る贈与)		(相続)・遺贈・相続時精算課税に係る贈与								
※整理番号												
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	1	2	9	0	6	7	1	1	8	円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	2	4	6	2	6	0	3	5	円		
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	3	2	4	0	5	6	3	4	0	円	
	純資産価額 (1+2-3) (赤字のときは0)	4	1	2	9	6	3	6	8	1	3	円
	純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	5										円
	課税価格 (4+5) (1,000円未満切捨て)	6	1	2	9	6	3	6	0	0	0	円
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	遺産に係る基礎控除額										
	相続税の総額	0.26										
	一般の場合 (⑩の場合を除く)	8	0	2	6							円
	農業相続人がいる場合には、⑩欄に算出税額を記入します。この場合、⑧欄及び⑨欄を記入する必要はありません。	9	3	3	9	3	1	3	0	0	0	円
	配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	10										円
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	11										円
	障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	12										円
	相次相続控除額 (第7表③又は④)	13										円
	外国税額控除額 (第8表1⑧)	14										円
	計	15	1	1	1	1	6	9				円
	還付税額の計算	引当税額 (⑩+⑪-⑬)又は⑭+⑮-⑯ (赤字のときは0)	16	3	3	8	2	0	1	3	1	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑧)		17									円	
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)		18									円	
小計 (⑮-⑰-⑱)		19	3	3	8	2	0	1	0	0	円	
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)		20									円	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)		21									円	
特別株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)		22									円	
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)		23									円	
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)		24									円	
申告税額 (⑲-⑳-㉑)		25	3	3	8	2	0	1	0	0	円	
還付される税額 (㉒-㉓)	26									円		

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

第1表(続) (平成30年分以降用)

⑫欄の金額が赤字となる場合は、⑫欄の金額は4を付してください。なお、この場合で、⑫欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)があるときは⑫欄の金額については、相続税の申告のしかたを参照してください。

農業相続人がいる場合には、⑩欄に算出税額を記入します。この場合、⑧欄及び⑨欄を記入する必要はありません。

農業相続人がいる場合には(⑩+⑪-⑬)で計算します。

還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合には、受取場所を記載する「第1表の付表2」(94ページ)を作成します。

⑫欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)がある場合の⑫欄の金額は、⑫欄の金額によらず、次の算式により計算します。

(算式)

$$\text{⑫欄の金額} - \text{左記の金額のうち贈与税の外国税額控除額の金額}$$

(注) 上記の算式で計算する場合の⑫欄の金額は、正の数として計算します。例えば、⑫欄の金額が△2,000千円で、そのうち贈与税の外国税額控除額(その人の第11の2表の⑨欄の金額)が500千円である場合の還付される税額(⑫欄の金額)は、2,000千円-500千円=1,500千円となります。

第1表の付表1を提出される方のマイナンバー（個人番号）を左端を空欄にした上で記入してください。

納税義務等の承継に係る明細書 (兼相続人の代表者指定届出書)

税務署受付印

		被相続人			
この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。 ① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合 ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合					
1 死亡した者の住所・氏名等					
住所		フリガナ		相続開始年月日	平成 年 月 日
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額		納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の②の金額)		円A
		還付される税額 (相続税の申告書第1表の③の金額)		△	円
3 相続人等の代表者の指定 (相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)			相続人等の代表者の氏名 _____		
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)				限定承認	
相続人等に関する事項	(1) 住所	〒	〒	〒	〒
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。
	(4) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄
	(5) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
	(6) 電話番号				
	(7) 承継割合	法定・指定B	法定・指定	法定・指定	法定・指定
	(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
	(9) 各人の(8)の合計	円			
	(10) (8)の(9)に対する割合	$\frac{(8)}{(9)}$			
6 税額	A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円
		還付される税額	△	円	△

第1表の付表1(平成30年分以降用)

税務署整理欄	整理番号	0	0	0	0
	番号確認	身元確認			

⑥欄の各人ごとの金額について下の「相続税の速算表」を用いて計算した税額を記入します。

相続税の総額の計算書

被相続人

国税 太郎

第2表 (平成27年分以降用)

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額	
円 498,600,000		3,000万円 + (600万円 × ② 3人) = 4,800万円		円 450,600,000	
④ 法定相続人 (注) 1参照		⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分		⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (1,000円未満切捨て)	
氏名	被相続人との続柄	法定相続分	取得金額	相続税の総額の基となる税額 (下の「速算表」で計算します。)	⑦ 相続税の総額
国税 花子	妻	$\frac{1}{2}$	225,300,000	74,385,000	
国税 一郎	長男	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	112,650,000	28,060,000	
税務 幸子	長女	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	112,650,000	28,060,000	
			,000		
			,000		
			,000		
			,000		
			,000		
			,000		
			,000		
			,000		
法定相続人の数	④ 人 3	合計	1	⑧ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て)	130,505,000

法定相続分の合計が「1」になるか確認してください。

⑨ 被相続人に養子があるときは、遺産に係る基礎控除額を計算する場合の法定相続人の数に含めるその養子の数が制限される場合があります(2ページ参照)。この制限される場合における養子についても、「④法定相続人」欄に全員記入し、「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄には、次の記載例のように記入します。
 なお、この例の場合、「④法定相続人」の最下欄の「法定相続人の数」欄の人数は4人となります。

④法定相続人 (注) 1参照		⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分	
氏名	被相続人との続柄	法定相続分	
山田花子	妻	$\frac{1}{2}$	
山田太郎	長男	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$	
山田桜子	長女	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$	
山田一郎	養子	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$	
山田二郎	養子		
法定相続人の数	④ 人 4	合計	1

(注) 1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場
 をご覧ください。
 2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表
 ⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

○この表を修正申告書の第2表として使用するときは、⑦欄には修正申告書第1表の⑥欄の金額を記入し、⑧欄には修正申告書第3表の①の⑥欄の金額を記入します。

相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	200,000千円 以下	300,000千円 以下	600,000千円 以下	600,000千円 超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	— 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
 ⑥欄の金額 × 税率 - 控除額 = ⑦欄の税額 ⑨欄の金額 × 税率 - 控除額 = ⑩欄の税額
 例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、30,000千円 × 15% - 500千円 = 4,000千円です。

○連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

第2表(平30.7)

(資4-20-3-A4統一)

この表は、財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合に記入します。

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額の計算書

被相続人

第3表 (平成26年分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。	相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名		
	(歳)	(歳)	(歳)

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)						
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人 (第12表⑤)	①		円	円	円	
		その他の人 (第1表①・第1表②)	②					
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)		③					
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)		④					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表⑤)		⑤					
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)		⑥	A	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額 (第2表⑩)		⑦		00			
	あん分割合 (各人の⑥/A)		⑧	1.00				
	算出税額 (⑦×各人の⑧)		⑨		円	円	円	
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額 (第1表の⑦の金額)	⑩		00	00円 -	00円	
		農業投資価格超過額 (第12表③)	⑪	B				
		各人へのあん分割額 (⑩×各人の⑧÷⑨)	⑫					
	各人の算出税額 (⑨+⑫)		⑬					

農業相続人とその他の人では記入する欄が異なります。

農業相続人の氏名を必ず記入してください。

あん分割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.00になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

財産を取得した人の氏名							
課税価格の計算	取得財産の価額	農業相続人 (第12表⑤)	①		円	円	円
		その他の人 (第1表①・第1表②)	②				
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)		③				
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)		④				
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表⑤)		⑤				
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)		⑥		,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額 (第2表⑩)		⑦				
	あん分割合 (各人の⑥/A)		⑧				
	算出税額 (⑦×各人の⑧)		⑨		円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額	⑩				
		農業投資価格超過額 (第12表③)	⑪				
		各人へのあん分割額 (⑩×各人の⑧÷⑨)	⑫				
	各人の算出税額 (⑨+⑫)		⑬				

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
 2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。
 この場合、第1表の「一般の場合」の「あん分割合⑧」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。

相続時精算課税適用者以外の人は記入を要しません。

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

第4表 (平成28年分以降用)

1 相続税額の加算金額の計算					
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系卑属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。 なお、相続や遺贈により取得した財産のうち、租税特別措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額がある人は、下記「2 加算の対象とならない相続税額の計算(管理残額がある場合)」を作成します。 (注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。					
加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	円	円	円	円
相受開続等が相続時での精算を要する場合は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額(第1表①+第1表②+第1表③)を記入し、贈与と解するの消。	被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額	②	円	円	円
	被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産などで相続税の課税価格に算入された財産の価額(第1表①+第1表②+第1表③)	③			
	加算の対象とならない相続税額 (①×②÷③)	④			
管理残額がある場合	加算の対象とならない相続税額 (下記「2」の⑬の金額)	⑤	円	円	円
相続税額の加算金額 (①×0.2)	⑥	円	円	円	円
ただし、上記②～⑤の金額がある場合には、 (①-④-⑤)×0.2となります。					
(注) 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時点で被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時点で被相続人との続柄に変更があった場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。 2 各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑪」欄に転記します。					

2 加算の対象とならない相続税額の計算(管理残額がある場合)					
この表は、加算の対象となる人のうちで、租税特別措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第10項第2号に規定する管理残額で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。					
加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表の⑨又は第1表の⑩の金額)	⑦	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額	⑧	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①+第1表②)	⑨				
債務及び葬式費用の金額 (第1表の③)	⑩				
⑨-⑩(赤字のときは0)	⑪				
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、相続の開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表の⑤)	⑫				
加算の対象とならない相続税額 ⑦× $\frac{⑧}{⑪+⑫}$ (⑦を超える場合には、⑦を上限とします。)	⑬	円	円	円	円
(注) 各人の⑬欄の金額を上記「1 相続税額の加算金額の計算」のその人の⑤欄「下記「2」の⑬の金額」欄に転記します。					

第4表(平30.7)

(資4-20-5-1-A4統一)

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

国税 太郎

第4表の2 (平成30年分用)

この表は、第14表の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。

控除を受ける人の氏名		税務 幸子			
贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署
相 続 開 始 の 年 の 前 年 分 (平成29年分)	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合				
	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	①		円	円
	①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の基礎となった価額)	②			
	その年分の暦年課税分の贈与税額(裏面の「2」参照)	③			
	控除を受ける贈与税額(特例贈与財産分) (③×②÷①)	④			
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合				
	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税の配偶者控除後の金額)	⑤		円	円
	⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑥			
その年分の暦年課税分の贈与税額(裏面の「3」参照)	⑦				
控除を受ける贈与税額(一般贈与財産分) (⑦×⑥÷⑤)	⑧				
相 続 開 始 の 年 の 前 々 年 分 (平成28年分)	贈与税の申告書の提出先				
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合				
	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	⑨		円	円
	⑨のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑩			
	その年分の暦年課税分の贈与税額(裏面の「2」参照)	⑪			
	控除を受ける贈与税額(特例贈与財産分) (⑪×⑩÷⑨)	⑫			
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合				
	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税の配偶者控除後の金額)	⑬		円	円
⑬のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑭				
その年分の暦年課税分の贈与税額(裏面の「3」参照)	⑮				
控除を受ける贈与税額(一般贈与財産分) (⑮×⑭÷⑬)	⑯				
相 続 開 始 の 年 の 前 々 年 分 (平成27年分)	贈与税の申告書の提出先				
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合				
	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	⑰	2,000,000	円	円
	⑰のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑱	2,000,000		
	その年分の暦年課税分の贈与税額(裏面の「2」参照)	⑲	90,000		
	控除を受ける贈与税額(特例贈与財産分) (⑲×⑱÷⑰)	⑳	90,000		
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合				
	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税の配偶者控除後の金額)	㉑		円	円
⑳のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の基礎となった価額)	㉒				
その年分の暦年課税分の贈与税額(裏面の「3」参照)	㉓				
控除を受ける贈与税額(一般贈与財産分) (㉓×㉒÷㉑)	㉔				
暦年課税分の贈与税額控除額計 (④+⑧+⑫+⑯+㉔)	㉕	90,000	円	円	

特定贈与財産(4ページ参照)に該当するものがある場合には、被相続人から贈与を受けた財産の総額からその特定贈与財産の価額を差し引いた金額を記入します。

(注) 各人の㉕欄の金額を第1表のその人の「暦年課税分の贈与税額控除額」欄に転記します。

第4表の2 (平30.7)

(資4-20-5-3-A4 統一)

それぞれのその年に課税された暦年課税分の贈与税額(利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。)を記入します。
 なお、同年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方の財産である場合には、申告書第4表の2裏面の「記入に当たっての留意事項」をご確認ください。

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

国税 太郎

第5表
(平成21年4月分以降用)

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) [配偶者の法定相続分]			④※	円
498,600,000円 × $\frac{1}{2}$ = 249,300,000円					} →	249,300,000
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円						
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	円	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	円	円 ※
256,646,350	円	3,359,600	円	3,359,600	1,000,000	254,286,000
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	円	⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額	円	⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)	円	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)
130,505,000	円	249,300,000	円	498,600,000	円	65,252,500
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑩の金額)		⑪		円	
(→) 66,557,550円 - 0円)					66,557,550	
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)				⑫	
					65,252,500	

(注) ⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

円単位まで計算した金額を記入します。

配偶者が農業相続人である場合には、第1表の⑩欄の金額を記入します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) [配偶者の法定相続分]			④※	円
,000円 × $\frac{\quad}{\quad}$ = _____円					} →	
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円						
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	円	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	円	円 ※
	円		円			,000
⑦ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	円	⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額	円	⑨ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)	円	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)
00	円		円	,000	円	
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑩の金額)		⑪		円	
(_____円 - _____円)						
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)				⑫	
					円	

(注) ⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項(隠蔽又は仮装があつた場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑩、⑪及び⑫の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。